

別添資料

【資料1】 経営懇談会構成員からの意見・提案及び企業庁の考え方

【資料2】 受水市町等からの主な意見・提案及び企業庁の考え方

【資料1】経営懇談会構成員からの意見・提案及び企業庁の考え方

次期水道料金の見直しにあたり、経営懇談会構成員の皆様から以下のとおり様々な視点でのご意見・ご提案を頂戴しました。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
(積算方法、水道料金設定の条件等)	(1)投資財政計画	投資計画が十分なものであるかについて客観的な指標によって明らかにしたうえで水道料金を算定すべきである。	現在、経営計画において、主要施設の耐震化率及び管路の耐震適合率等を成果指標として掲げ、全国的な状況を勘案し、取組を進めています。現計画が令和8年度までとなっていることから、今回の料金算定にあたっては、引き続き、耐震化等に取り組むこととする令和16年度までの施設改良計画を検討しており、次期経営計画においても同様に指標として掲げていきます。
	(2)受水団体の給水原価	受水団体への影響という観点から、受水団体の給水原価の状況について確認すべきである。	受水団体への影響という観点から、給水原価に占める受水費の割合について確認しています。
	(3)料金算定の考え方	資産維持費および長期前受金戻入を料金原価に算入した場合の料金改定率を算定した上で、それらを控除することの影響を明らかにし、また、それでも当面の企業経営に問題がないことを資金収支の状況から明らかにすべきである。	資産維持費及び長期前受金戻入については、受水市町とのこれまでの料金交渉の中で算入しないこととしてきましたが、資金収支に問題がないことを常に確認し料金算定しています。
	(4)アセットマネジメントとの関連	料金算定は、中長期的なアセットマネジメントと投資・財政計画に基づき行われるべきである。	当庁では、施設の更新需要や収支見通しを長期的(40年程度)なアセットマネジメントにより検討したうえで、中期的な改良計画や投資財政計画を「三重県企業庁経営計画」として定め、投資費用が適切に回収できるよう5年毎に料金を見直し算定しています。
	(5)料金単価適用期間	水道料金の適用期間は5年間としているが、その期間に捉われずに、次期料金適用期間中であっても、必要に応じて値上げを検討すべきである。	現在の原価計算の中では、5年間で収支が相償するように算定していますが、それを著しく超過する費用の増加が見込まれる時は、受水市町に5年間を待たずして、料金改定の申し入れをさせていただきます。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
(積算方法、水道料金等の算定)	(6)固定資産撤去費の会計処理の見直し	料金改定に当たっての算定根拠は、原則として同じ基準で継続して計算が行われるべきであり、固定資産撤去費の会計処理を見直すことで料金を抑えるということは将来的な負担を先送りするだけであると懸念している。	固定資産撤去費の会計処理の見直しについては、アセットマネジメントにおいて、より適正な投資規模を検討するため、事業費総額に撤去費を含めることとしました。
	(7)支払利息	①企業債の利率についても、今後の動向を注視しながら算出した方が現実的である。	企業債については、地方公共団体金融機構からの直近の借入実績が利率1.4%であることから、利率の設定は妥当なものであると考えており、金利が想定以上に上昇した場合の経営への影響は限定的であると考えています。
		②ゼロ金利時代に支払利息の利率1.7%は高すぎる。貸主に対して、金利交渉を行うべきである。	当庁が借り入れている企業債は、施設の建設改良の資金に充当するもので、施設の耐用年数に応じて、償還年限が概ね16年～30年で設定されています。 なお、地方公共団体金融機構からの直近の借入実績が利率1.4%であることから、利率の設定は妥当なものであると考えています。
	(8)物価上昇率	①原価抑制の取組として、物価上昇率を2%から0%と計上することは無理がある。	ご意見のとおり、本来は適正な物価上昇を見込む必要があることから、一部費目について、物価上昇を見込むことを検討しています。
		②物価上昇率の予想0%は見直した方が良い。	
		③物価上昇率を0%で算定することは健全ではない。	

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
B（コスト削減率、DXの活用取組等）	(1)管路の長寿命化	管路更新に関して、長寿命化を図ったものとなっているか。 また、需要減少を反映したダウンサイジング等が図られたものとなっているか。	管路の更新にあたっては、耐震性ととも、耐食性が向上した管種を使用しています。 また、水道用水供給事業者として、各受水市町の契約水量を安定して送水可能な施設規模で整備しています。
	(2)管路の耐震化	将来確実に発生すると言われている「南海トラフ地震」へ備えるためにも、管路の耐震化を急いだほうが良い。用水供給を受けている多くの事業者にとって企業庁の用水供給施設は主要な基幹施設に当たるため、これらが被害を受けた場合、令和6年能登半島地震でも明らかになったように復旧へ大きな障害となると考える。	地震時に液状化が想定される被害率の高い管路を優先して耐震化に取り組んでいます。 なお、効率的かつ効果的に実施するため、管種、口径及び地盤条件等を考慮した「地震による管路被害予測式（公財 水道技術研究センター）」を用いて、「想定被害率（管路1kmあたりの被害箇所数）」を算出し、ランクA～Eの5段階に分けたうえで、想定被害率の高い管路から優先的に耐震化を実施しています。
	(3)企業債の発行	現在、企業債をあまり発行していないとのことだが、低金利の状況にあり、また、浄水施設、送水施設、配水池、配水管などは子供や孫の代まで利用できる施設でもある。世代間の負担の平準化のためにも、企業債を利用して建設改良費に活用するなど早急に耐震化対策を進める必要がある。	平成23年度以降、資本費の低減を図るため、企業債の新規発行をしていませんでしたが、令和6年度から企業債を発行し、建設改良費に充当しています。
	(4)予防保全型維持管理	予防保全型維持管理の考え方は良いと考える。引き続き、リスクの高いところに手厚い修繕を実施すべきである。	ご意見のとおり、引き続き、施設の適正な保守点検を行うとともに、予防保全型維持管理に取り組みます。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
B（コスト削減率、DXへの活用等）	(5)DXの活用	①多くの事業関連のデータはデジタル化されていると思うので、それらを連携することでビックデータとして事業運営と経営効率化に活用することを検討してはどうか。将来の人口減少に対応した職員数の減少に対応するためには、コンピュータに任せる業務は早めに切り分けるなどの対応が必須になると考える。	DXの活用については、あらゆる可能性を考え、新技術の調査、検討に取り組みます。
		②送水管・配水管などの設計には多くの人員と多額の費用がかかるので、概算設計などの導入検討を進め、概算設計で余裕ができた人員はデジタル化の検討と、工事現場監督に注力してほしい。職員の減少に従ってデジタル化は必須であり、工事現場監督はより安全で着実な工事の進捗に繋がり、住民からの理解促進に活用するとより良いPRにつながる。	他自治体の概算設計や積算発注方法の導入状況を注視し、当庁へ導入する場合のメリット・デメリットを確認していきます。また、DXの活用については、あらゆる可能性を考え、新技術の調査、検討に取り組みます。
		③国補助金等を活用し、先進技術を積極的に取り入れ、経営効率化を進めてほしい。	現時点で検討しているDXについて、補助金等が充当されるものはありませんが、今後の動向を注視して取り組みます。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
(資産運用、収益、確保の連携等)	(1)水質管理体制の強化	明確な収益確保対策とはならないが、県内での水質確保対策を考え広域連携の一環で企業庁で水質分析センターを作ることで、分析の受託を行えると考え。その結果、水道水質の安全を守ることに繋がると考える。限られた水源を個別に分析するよりは集約してより安定的に確実に分析することは重要であり、新規水質項目が増加した場合にも対応は早く精度も安定し、確実に実施できると考える。	当庁では独自に、平成15年度に「水質管理情報センター」を設置し、各浄水場で行っていた水質管理の一元化による充実、機能強化を図っています。一元化後は、新規水質項目への迅速な対応、最新の水質情報の発信に取り組むとともに、受水市町からの問合せや水質相談へ対応しています。 広域連携による水質管理について、以下の取組を進めています。 ①自己水質検査を行う5市町と三重県水道水質精度管理協議会内で「市・企業庁ブロック会議」を設置し、水質検査機器の相互補完を行うとともに、様々な水質課題解決に向けた意見交換や技術研修に取り組んでいます。 ②当庁が開催する「水質管理の基礎知識研修」へ県内全市町の水道職員を受け入れ、人材育成を支援しています。 ③過去には、応援協定に基づき、市町水道施設の被災時対応において、臨時水質検査や浄水処理に関する技術支援を行ってきています。 県他部局、受水市町と連携し、ダム、河川の水源監視や情報共有を行っていますが、水道法第20条の法定水質検査の受託については、制度的な課題も多く、直ちに、ご提案の組織体制を構築することは難しい状況です。 こうした状況ですが、市町との連携強化のもと、水源から蛇口までの水質管理体制の更なる充実をめざし、取り組んでいきます。
	(2)資産運用	貴庁の資産運用や未利用資産の処分について具体的にどのような活用策があるか。また、それによってどれくらいの経済的利益がもたらされ、経営状況改善にどのような効果があるか示してほしい。	資金運用については、金融機関への預託に加え、工業用水道事業会計において、10年債のラダー型運用による資金運用を令和5年度から行っており、水道事業会計においても、金利の状況、内部留保資金の保有見込、債券の安全性等を総合的に判断し、進めていきたいと考えています。 未利用資産の処分については、「三重県企業庁未利用資産利活用方針」を定めて、積極的に利活用を進めていくこととしていますが、現在、水道事業会計において処分の対象となる未利用資産は存在していません。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
(資産運用、広域の連取組等)	(3)市町連携	市町との連携の中で、資産の効率的な活用なども実施できないか、検討されたい。	当県では、「三重県水道広域化推進プラン」に基づく、市町自己水源の県水転換や、配水池の共同設置等の再編検討が進められています。 施設再編、市町水道施設の共同化において、県水を効率的に活用いただけるよう、当庁としても、水道事業基盤強化協議会における検討に積極的に参加していきます。
	(4)支払利息	①借入の際に据置期間を置かない方法はないのか。その場合の支払利息への影響はどうか。	据置期間については、制度上は設定しないことも可能ではありますが、当庁では、建設中の期間を考慮して設定しています。 据置期間がない場合の支払利息の影響については、償還を早めることで、利息負担の軽減に対する一定の効果がある反面、十分な資金が確保できなくなり、資金不足に陥るため、新規の借入れが必要となります。
		②金利が上昇した場合のシミュレーションはどうか。	現在の原価計算の中では、金利を1.7%で設定していますが、それ以上に金利が上昇(2.0%で設定)した時のシミュレーションでは、5年間総額で約2千万円の負担増となります。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
D (人材確保、広報等) 持続可能な事業運営の取組	(1)人材確保	①受水団体と連携し、人材確保・研修育成等に関する取組を強化すべきである。	当庁では、職員研修に市町を招いて、市町との技術的な交流を図っています。 今年度は、当庁の研修施設をリニューアルするなど、さらなる関係団体との技術的な交流が図られるよう、取組を進めています。
		②人材確保には現在のところ問題はないとのことだが、首都圏ではどの大都市も人材確保対策で頭を悩ませている。特に技術系職員については新規採用応募者は採用枠に達せずに、やっと育てた職員は民間企業に転職されてしまうという話を多く聞くことから、地元の大学や高専、高校と協力して強い絆を今のうちから作っておくことは将来を考えた対応に繋がる。	三重大学や県外大学、県内の工業高校等を精力的に訪問し、採用広報活動に力を入れています。 特に三重大学については、学生の浄水場見学やインターンシップの受け入れ、職員による講義の実施などを行っており、今後も人材確保に向けた絆づくりに取り組んでいきます。
		③人材確保では、新卒採用の職員を養成するよりも、電力会社等から50～60代の即戦力人材の中途採用を検討してはどうか。	当県では、令和5年度から段階的に定年の引上げが始まったことから、まずは企業庁における技術力の蓄積がある60歳以上の職員の活用が図られるよう、職場環境の整備等に取り組んでいきます。
		④働き方改革が進む中で、採用後に夜間又は通信制の大学に就学が可能となる支援制度を導入するなど、魅力ある職場づくりに取り組む必要がある。	当庁の経営改革取組方針において、職員が成長実感や主体性を持って働くことができるよう、「自律・チャレンジ」の視点を掲げており、職員自らが自律的に学習できる仕組みづくりに取り組んでいきます。
		⑤技術をもつ人材の確保は今後の事業継続のカギとなるため、今まで以上に力を入れるべきである。	これまでも職場見学会やインターンシップの実施を通じて企業庁のPRを実施してきましたが、今年度は企業庁の職場や働き方をPRする動画を作成し、SNSやホームページで情報発信を行うなど、人材確保につながる新たな取組を実施していきます。
	(2)多様な主体との連携	多様な主体との連携によって、コストが削減できる具体的な案があれば明記して反映させた方が良い。	現時点でコスト縮減が見込める具体的な内容はありませんが、当庁の課題解決のため、多様な主体との連携について検討していきます。

視点	項目	経営懇談会構成員からの意見・提案	企業庁の考え方
E その他	GXの取組	GXの取組も強化すると良いのではないか。	令和6年6月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」を策定し、引き続き高効率機器への更新や再生エネルギーの導入などを進めるとともに、オフサイトPPAや最新技術の情報を収集・検討し、一層の地球温暖化対策を推進していきます。

【資料2】受水市町等からの主な意見・提案及び企業庁の考え方

次期水道料金の見直しにあたり、受水市町からご意見・ご提案、市長会等からご要望を頂戴しており、主なものの概要は以下のとおりでした。

項目	意見要旨	企業庁の考え方
(1)料金見直しの時期	・水道料金を値上げするとなると、市町が住民に対して料金値上げの説明をしていくことになる。丁寧に手順を踏んで値上げを行うため、2年後の値上げについて県議会での議決をもらって、その間に市町も料金改定の議案を市町議会に通すことになる。	・水道料金の引き上げを行うと、県民の皆様のご負担が増加し、料金を徴収する立場にある市町の皆様にはご苦勞をお掛けすることになることは十分認識しています。具体的な料金値上げのタイミングにつきましては、各市町における住民への説明等の期間にも留意して、今後とも慎重に検討していきます。
(2)料金の改定	・近年、県内各水道事業体は料金改定を実施しているところであり、物価高騰等により先行きが見えない中、更なる負担を住民に強いることが出来ない状況であることから、次期水道料金は値上げしないしてほしい。	・次期水道料金については、現行の水道料金により令和7年度以降の5ヶ年の収支を試算すると、電気料金、労務単価や薬品費等の高騰、施設の耐震化等に伴う減価償却費の増加により、費用の削減を行ってもなお大幅な赤字が見込まれることから、料金の改定が必要と考えています。
(3)修繕引当金の活用	・修繕引当金の残高が多いようなので、取り崩し額を増額できないか。	・これまでも当庁では修繕引当金の執行が可能なものを振り替えて修繕費の削減に取り組んでおり、今後も可能な範囲で柔軟に対応していきます。

項目	意見要旨	企業庁の考え方
(4)企業債、内部留保資金の活用	①内部留保資金等の活用により受水費を引き下げて欲しい。(団体)	・内部留保資金の活用については、企業会計上、当該年度に不足する料金収入を補填することはできないため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策に充当し、企業債の発行抑制により利息負担の軽減を図ることで、可能な限り水道料金の抑制に努めていきます。 ・当庁では、事業運営と建設投資を合わせて年間100億円以上のキャッシュフローを必要としていることから、震災等により料金収入が全く見込めない場合に、事業運営や災害復旧に支障をきたすことがないよう、「営業収益の1年分」程度を保有すべき水準としているものです。 ・期間損益の考え方により、建設改良に伴い発生する減価償却費が世代間の公平な負担を反映していると考えています。また、当庁では企業債は資金収支の状況をみて借り入れています。利息負担の急激な上昇を抑える必要もありますので、期間を通じて一定の割合で発行するように努めていきます。 (参考)別紙
	②企業庁の財務状況は、県内各水道事業体と比べて非常に良好である。企業債を活用するとともに、内部留保資金を活用することにより、安定した状態で事業を継続できるのではないかな。	
	③令和4年度の企業庁の流動比率は、類似団体平均値よりも高く、内部留保資金を多く所持していると考えられるため、内部留保資金をより活用する考えは無いかな。	
	④企業庁は建設改良費に対する企業債の充当率が低く、現役世代の負担が重くなっていることから、世代間の公平性や起債充当率についての考え方を示してほしい。また、令和4年度の企業庁の企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均値よりも低く、経営は良好と考えられるため、内部留保資金の不足分を企業債で賄うなど、企業債をより活用する考えは無いかな。	
	⑤内部留保資金を保有すべき水準を見直して、費用の補填に充ててはどうか。	

項目	意見要旨	企業庁の考え方
(5) 今後の水需要をふまえた対応	・ダウンサイジングを踏まえた省エネ、省コストに配慮した持続可能な水道施設等の再構築を行っていただきたい。(団体)	・当庁の事業は、関係する市町からの要望により、県が策定する「広域的水道整備計画」に基づき、知事からの実施依頼を受け、その要望水量に基づく規模で施設整備を行っています。 ・このため、施設のダウンサイジングについては、契約水量を供給する必要があることから困難です。 ・しかし、県は、広域化の推進方針、当面の具体的な取組の内容を定めた、「三重県水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定しており、今後、本プランに基づき県水の有効活用や施設規模の最適化についても議論されることになり、持続可能な水道施設等の再構築の検討がなされるものと考えています。
(6) 各費用の決算見込額による計上	・給水収益は、自主計画水量制であるため、必ず「予算≒決算」になる。 従って、各費用については、予算見込額ではなく、決算見込額により計上してはどうか。	・今回、建設改良費を決算ベースで計上することで、減価償却費をはじめ、これをもとに過去の実績率を乗じて算定している修繕費、物件費(除却損)は決算ベースとなっています。 ・委託費については、複数年契約となっている浄水場の運転管理、管路保守等の主要な委託業務を契約金額で計上し、物件費(除却損を除く)については、過去の実績額の平均値で計上しており、共に物価上昇率2%を見込んでいます。 ・動力費と薬品費については、電力使用量や薬品注入率等において、過去の使用電力量、注入率の実績を勘案し、安定的な浄水処理に支障をきたさない数量を計上しており、単価は異常に高騰しているとして物価上昇率を見込んでいません。 ・負担金については、現行算定期間において災害対応等により不足傾向を示していますが、引き続き、各関係機関への聞き取り結果をもとに計上しています。

水道用水供給事業者の内部留保資金の状況

(単位:百万円)

	団体名	R 4 内部留保資金 (A)	R 4 営業収益 (B)	営業収益比率 (A)/(B)	内部留保資金の保有基準	「○」の場合の基準の内容
1	栃木県	8,793	1,842	477.5%	—	
2	福井県	11,925	2,733	436.4%	—	
3	山形県	18,107	5,401	335.2%	—	
4	群馬県	14,137	4,469	316.3%	—	
5	長野県	3,807	1,309	290.8%	—	
6	岐阜県	15,068	5,223	288.5%	—	
7	奈良県	27,277	9,862	276.6%	—	
8	宮城県	20,552	8,230	249.7%	—	
9	富山県	2,826	1,406	201.0%	—	
10	滋賀県	7,783	4,138	188.1%	○	給水収益の1年分
11	兵庫県	23,180	13,346	173.7%	—	
12	埼玉県	54,052	39,533	136.7%	—	
13	茨城県	21,509	16,005	134.4%	○	給水収益の1年分
14	三重県	10,883 【R5】【9,621】	8,103 【8,193】	134.3% 【117.4%】	○	営業収益の1年分
15	静岡県	6,854	5,934	115.5%	—	
16	京都府	3,966	4,993	79.4%	—	
17	島根県	1,225	1,614	75.9%	—	
18	沖縄県	10,664	15,698	67.9%	—	
19	石川県	3,228	5,317	60.7%	—	
20	愛知県	15,515	28,641	54.2%	—	

内部留保資金＝(流動資産－貯蔵品)－(流動負債－翌年度償還企業債)

県内受水市町の状況

(単位:百万円)

	団体名	R 4 内部留保資金 (A)	R 4 営業収益 (B)	営業収益比率 (A)/(B)
1	木曽岬町	955	136	701.7%
2	玉城町	958	268	357.5%
3	多気町	1,017	360	282.3%
4	鳥羽市	2,144	913	234.8%
5	志摩市	1,988	1,313	151.4%
6	朝日町	282	194	145.3%
7	桑名市	3,121	2,301	135.6%
8	明和町	473	358	132.2%
9	松阪市	4,277	3,291	129.9%
10	菰野町	713	549	129.8%
11	伊勢市	2,376	2,249	105.7%
12	鈴鹿市	3,727	3,684	101.2%
13	度会町	123	142	86.8%
14	川越町	231	282	82.1%
15	亀山市	682	1,188	57.5%
16	津市	3,367	6,865	49.0%
17	大台町	78	187	41.6%
18	四日市市	2,675	6,939	38.6%

※企業庁の保有基準

震災等により料金収入が全く見込めない状況に陥った場合に、事業運営や災害復旧に支障をきたすことがないよう「営業収益の1年分」程度を確保する。